

**令和 7 年度 下区ちくせん事業
寝かせ発芽玄米パック ご飯開発事業業務委託 公募要領**

1 目的

下区ちくせん事業における特産品開発の一環として寝かせ玄米パック ご飯の開発の業務委託の受託者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和 7 年度 下区ちくせん事業 寝かせ発芽玄米パック ご飯の開発事業業務委託仕様書による。

3 契約上限額

250,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了後、精算払により支払う。

4 委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日（日）まで

5 参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- （１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- （３）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- （４）この公表の日から委託候補者を選定するまでの間に、都道府県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （５）宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。

6 企画提案競技実施の公表方法

下区ちくせんの新たな村づくりプロジェクト Web ページより公表

<https://shimoku.misatoiju.com/>

7 スケジュール（予定）

（１）実施公表	令和７年１０月 １日（水）
（２）質問書受付期限	令和７年１０月 ７日（火）午後５時
（３）申込書提出期限	令和７年１０月 １０日（金）午後５時
（４）業務計画および見積書等提出期限	令和７年１０月 １４日（火）午後５時
（５）審査会	令和７年１０月 １５日（水）
（６）採択結果通知	令和７年１０月 １６日（木）

8 参加方法

（１）参加申込み

業務委託事業公募に参加を希望する者は、参加申込書（別紙１）を提出すること。

① 提出先

下記１１を参照

② 提出期限

令和７年１０月 １０日（金）午後５時まで

※業務計画書および見積等提出期限も併せて提出しても可

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（２）業務計画および見積書の提出

① 提出書類

ア 業務計画書（８部）

- ・ 本実施要領「２ 契約の内容」を参照の上、提案すること。
- ・ 提出する事業計画案は、１案のみとする。
- ・ 書式はＡ４判（Ａ３判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（原本１部、コピー７部）

- ・ 宛名は、「下区ちくせん実行委員会 実行委員長 高城 嘉樹」とすること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
（各項目の単価が判断できる内容とする。）
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（１部）

- ・ 別紙２により提出すること。

エ 会社概要（既存のもの）（１部）

② 提出先

下記１１を参照

③ 提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時まで

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、上記期限に必着すること。）

⑤ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（3）審査会（書類審査）

日 時：令和7年10月15日（水）

実施方法：審査員による書類審査

（4）質問等

業務委託仕様書についての質問は、質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和7年10月7日（火）午後5時まで

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問い合わせの内容及び回答

軽微なものを除き、参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

（5）審査項目

審査基準表のとおり。

（6）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた内容を提案した者を受託候補者として選定する。

（7）審査の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（8）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

- ② 提案書を期限までに提出しないとき
 - ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (9)(8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と下区ちくせん実行委員会は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て下区ちくせん実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は精算払いとする。
- (4) 提出された資料は返却しない。

11 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒883-1211 宮崎県 東臼杵郡美郷町 西郷山三ヶ567
- (2) 担当 下区ちくせん実行委員会 担当 高城
- (3) 連絡先 電話：090-1190-2540
Eメール：nikoniko.chiisanate@gmail.com